

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和5年度生活困窮者就労準備支援事業委託業務	令和5年(2023年) 3月31日	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 生活困窮者就労準備支援事業委託業務コンソーシアム	46,988,000	公募型プロポーザル方式による。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2)	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和5年度重層的支援体制整備構築に向けた後方支援事業委託業務	令和5年(2023年) 4月5日	札幌市中央区北4条西6丁目 1番1 毎日札幌会館 一般社団法人 北海道総合研究調査会	9,213,050	公募型プロポーザル方式による。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2)	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和5年度地域生活定着支援事業委託業務	令和5年(2023年) 3月29日	札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団	78,526,000	1 専門的かつ継続的な支援 刑務所等を退所した高齢者又は障がい者に対する支援実績を有し、自尊心や社会への信頼感を持つことが難しいといった対象者の特性を踏まえつつ、信頼関係を構築しながら安定・継続した支援が可能であること。 2 円滑な事業展開 道内に広域的なネットワークを有し、全道の福祉施設等の状況に精通するとともに、道内2か所に地域生活定着支援センターを設置・運営し、対象者への適時・適切な支援が可能であること。 3 関係機関との連携 行政機関や司法機関との関わりはもとより、道内全域の社会福祉施設との連携・調整が可能であること。 4 事業の適正執行 事業を適正に運営することが可能であり、公共的性格を有する団体であること。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約) 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)(競争により難しいもの)	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業委託業務	令和5年(2023年) 7月18日	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル33階 キャリアリンク株式会社	1,702,052,100	公募型プロポーザル方式による。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2)	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和5年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施委託業務	令和5年(2023年) 12月11日	札幌市中央区南8条西2丁目市民活動プラザ星園306 一般社団法人 北海道ねっとわーく	623,700	ア 生活困窮者自立支援制度の知見と経験や、地域における相談支援体制やネットワークの構築、相談の援助技術に関し高い見識を有していること。 イ 生活困窮者自立支援制度のみならず、生活困窮者自立支援制度と関わり深い施策、時勢に合わせ適切なテーマを用いたオンライン形式の研修の円滑な運営が可能であること。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2)	
保健福祉部 福祉局地域福祉課 (地域福祉推進係)	令和5年度生活困窮者自立支援制度都道府県研修実施委託業務	令和5年(2023年) 12月11日	札幌市中央区南8条西2丁目市民活動プラザ星園306 一般社団法人 北海道ねっとわーく	921,800	ア 生活困窮者自立支援制度に精通していることはもとより、地域における相談支援体制の構築やネットワークづくり、相談の援助技術に関し高い見識を有していること。 イ 道内の支援団体の状況や先駆的な取組事例を広く把握しており、研修受講者の実践的な学びを実現する、効果的な事業運営が可能であること。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・北海道財務規則運用方針第6章第3節(随意契約)関係1の(2)	